

第 6 号議案

選挙運営規則の一部改正について

令和 5 年度の定款変更により、総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めたことに伴い、役員等の立候補者名簿を書面による提供から電子提供措置に変更するため、選挙運営規則の一部を改正するものである。

1 選挙運営規則の改正（案）

現 行	改正案（下線部が改正箇所）
(役員 の 立候補) 第 3 条 3 会長は、役員立候補者の名簿を総会開催日の 2 週間前までに正会員に発送しなければならない。	(役員 <u>等</u> の立候補) 第 3 条 3 会長は、役員 <u>等</u> の立候補者の名簿を総会 <u>の日の 3 週間前</u> の日までに定款第 1 4 条第 4 項に定める電子提供措置により正会員に <u>周知</u> するものとする。
	<u>附則</u> <u>この規則は、令和 6 年 6 月 2 0 日から施行する。</u>